

第1章 総 則

第1節 （略）

第2節 組織

（学部）

第7条 本学に、次の学部を置き、学部ごとに次のとおり教育研究上の目的を定める。

一 医療学部

理学療法学、作業療法学、視能訓練学、言語聴覚学及び診療放射線学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士及び診療放射線技師等の人材を養成する。

二 看護学部

看護学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師等の人材を育成する。

2 各学部学科の学生定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
医療学部	理学療法学	40名	160名
	作業療法学	40名	160名
	視能訓練学	40名	160名
	言語聴覚学	40名	160名
	診療放射線学	60名	240名
看護学部	看護学	100名	400名

第8条～第48条 （略）

第5節 卒業及び学士の学位

(卒業)

第49条 医療学部及び看護学部においては、本学に4年以上在学し、別に定める卒業に必要な単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

(学士の学位)

第50条 学士の学位については、以下のとおりとする。

学部	学科	学位（専攻分野）
医療学部	理学療法学科	学士（理学療法学）
	作業療法学科	学士（作業療法学）
	視能訓練学科	学士（視能訓練学）
	言語聴覚学科	学士（言語聴覚学）
	診療放射線学科	学士（診療放射線学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）

第51条～第67条 （略）

附 則 （略）

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第7条に規定する収容定員は、同条にかかわらず、令和6年度から令和9年度までは、それぞれ次のとおりとする。

医療学部	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
診療放射線学科	60名	120名	180名	240名

別表1 (1-1)～(1-4)、(2-1) (略)

別表2、3 (略)

別表1 授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数

(1-5)医療学部 診療放射線学科

教育課程等の概要					
科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
総合教育科目	人間系	心理学		2	
		哲学		1	
		倫理学		1	
		文学		1	
		教育学		2	
		教育方法論		2	
		コミュニケーション概論		2	
	社会系	海外保健福祉事情Ⅰ(講義)	1		
		海外保健福祉事情Ⅱ(実習)	2		
		アジア比較文化論		1	
		法学		1	
		経済学		1	
		社会学		1	
		国際医療福祉論		2	
自然・情報系	生物学		2		
	生化学		2		
	物理学		2		
	データサイエンス		2		
	医療とICT		2		
	生命倫理	2			
	人間工学		2		
保健体育系	健康科学理論		1		
	健康スポーツ実践		1		
総合系	大学入門講座	1			
外国語系	医学英語Ⅰ(基礎) ※2	1		※1から3単位以上選択 留学生は※2必修	
	医学英語Ⅱ(応用) ※2	1			
	英会話 ※1 ※2		1		
	韓国語 ※1		2		
	中国語 ※1		2		
	小計(32科目)	8	40		
日(留学生) ※2 日本語科目	日本語Ⅰ(話す) ※2	1		留学生は※2必修	
	日本語Ⅱ(説明する) ※2	1			
	日本語Ⅲ(語彙・文法) ※2	1			
	日本語Ⅳ(総合) ※2	1			
	小計(4科目)(留学生)	4	-		
専門教育科目	専門基礎科目	統計学	2		
		公衆衛生学	2		
		救急医学		1	
		感染と免疫		2	
		関連職種連携論	2		
		関連職種連携ワーク	1		
		ケアマネジメント論		1	
		保健医療福祉制度論		2	
		臨床心理学概論		2	
		基礎数学	1		
		自然科学概論	1		
		基礎物理学	1		
		基礎化学	1		
		基礎生物学	1		
		基礎生化学	1		
		解剖学Ⅰ(運動器系・循環器系・内臓系)	1		
		解剖学Ⅱ(内臓系・神経系・感覚器系)	1		
		生理学	1		
		病理学	2		
		病態生理学	1		
		臨床医学概論	2		
		放射線救急医学	2		
		自然科学実験	1		
	小計(23科目)	24	8		

教育課程等の概要					
科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
専門教育科目(つづき)	専門科目	応用数学		1	
		放射線物理学Ⅰ(基礎)	1		
		放射線物理学Ⅱ(発展)	1		
		放射線計測学	1		
		放射線科学演習		1	
		放射線計測学実験	1		
		放射化学	1		
		放射線生物学	1		
		画像解剖学	2		
		医療画像情報学Ⅰ(基礎)	2		
		医療画像情報学Ⅱ(発展)	2		
		医療画像情報学実験	1		
		医用工学	1		
		医用工学演習	1		
		コンピュータ演習Ⅰ(データ処理)			1
		コンピュータ演習Ⅱ(プログラミング)			1
		医療情報システム論	1		
		診療画像機器学Ⅰ(X線機器)	2		
		医療安全管理学	2		
		診療放射線概論	1		
		診療画像検査学概論	1		
		X線検査学Ⅰ(一般撮影)	2		
		X線検査学Ⅱ(特殊撮影・造影検査)	2		
		X線CT検査学	2		
		診療画像機器学Ⅱ(CT/MR/眼底カメラ)	2		
		MRⅠ検査学	2		
		超音波検査学	1		
		診療画像検査学実習Ⅰ(X線撮影検査)	2		
		診療画像検査学実習Ⅱ(CT/MR/US)	2		
		核医学検査技術学	2		
		核医学臨床技術学	2		
		核医学検査技術学実習	2		
		放射線診療プログラミング演習			1
		放射線治療機器工学	2		
		放射線治療技術学	2		
		放射線腫瘍学	2		
		放射線治療技術学実習	2		
		臨床医学Ⅰ(基礎)	1		
		臨床医学Ⅱ(発展)	1		
		放射線管理学	2		
		放射線管理学実験	1		
		放射線関係法規	1		
		画像診断学	1		
		画像診断学演習			1
		臨床薬理学	1		
		実践臨床画像学	2		
		診療画像検査学臨床実習	8		
		核医学検査技術学臨床実習	2		
		放射線治療技術学臨床実習	2		
		放射線科学特論	2		
		放射線学演習Ⅰ(基礎)	2		
		放射線学演習Ⅱ(総合)	2		
		放射線腫瘍学特論			1
		核医学特論			1
		MRⅠ検査学特論			1
		画像情報学特論			1
		卒業研究Ⅰ(調査・計画)	1		
		卒業研究Ⅱ(研究報告)	1		
小計(58科目)	81		10		
合計(113科目)		113	58		
合計(115科目)(留学生)		118	53		
卒業要件及び履修方法					
<p>卒業要件単位 必修113単位(総合教育科目8単位、専門基礎科目24単位、専門科目81単位) 総合教育科目のうち、人間系から2単位以上選択を含め6単位以上選択、外国語から※1科目から3単位以上選択。 専門基礎科目と専門科目合わせて選択6単位以上。 合計128単位以上</p> <p>※2 日本語科目 外国人留学生を対象とし、「日本語Ⅰ」～「日本語Ⅳ」(計4単位)必修科目として開講する。(留学生については「韓国語」「中国語」の履修は要しない) また、外国語は「医学英語Ⅰ」、「医学英語Ⅱ」、「英会話」を必修とする。 合計130単位以上</p>					

福岡国際医療福祉大学教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡国際医療福祉大学学則第15条の規定に基づき、教授会に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 福岡国際医療福祉大学に、教授会を置く。

(代表者会議)

第3条 教授会に代表者会議を置くことができる。

- 2 代表者会議は、副学長、学部長及び学科長等の意見を聴いて、学長が指名した者をもって構成する。
- 3 代表者会議は、学長が招集する。
- 4 代表者会議に議長を置き、学長をもってこれに充てる。ただし、学長が認めた場合は、学長が指名した副学長又は学部長が学長に代わり議長となることができる。
- 5 代表者会議による議決をもって教授会の議決とすることができる。

(審議事項)

第4条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、副学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(招集通知)

第5条 学長は、教授会の招集に当たり、その日時、場所及び議案をあらかじめ当該構成員に通知しなければならない。

(議事)

第6条 教授会は、構成員の過半数の出席がなければ議事を開くことはできない。

- 2 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務)

第7条 教授会の事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。